

平成十二年国家公安委員会規則第十三号

(通信傍受規則)  
警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、通信傍受規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 通信傍受の実施の手続等（第二条—第十七条）
- 第三章 通信傍受の記録等（第十八条—第二十一条八条）
- 第四章 補則（第二十九条—第三十条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、警察官が犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第二百三十七号。以下「法」という。）の規定による通信の傍受を行うに当たつて守るべき方法、手続その他の通信の傍受に関する必要な事項を定めるることを目的とする。

第二条 法に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 令状記載傍受 法第三条第一項の規定による傍受をいう。

二 スポット傍受 法第十四条第一項の規定による傍受をいう。

三 第十四条外国語等通信 法第十四条第二項に規定する通信をいう。

四 外國語等傍受 法第十四条第二項の規定による通信に係るものを行つた。

五 他犯罪傍受 法第十五条の規定による傍受をいう。

六 他再生 法第二十一条第三項の規定による再生である。

七 令状記載再生 法第二十一条第三項の規定による再生であつて、傍受すべき通信に該当する通信に係るものを行つた。

八 スポット再生 法第二十一条第三項の規定による再生であつて、傍受すべき通信に該当するかどうかでない通信に係るものを行つた。

九 第二十一条外国語等通信 法第二十一条第四項に規定する通信をいう。

十 外國語等再生 法第二十一条第四項の規定による再生をいう。

十一 他犯罪再生 法第二十一条第五項の規定による再生をいう。

十二 傍受記録作成用媒体 法第二十四条第一項後段若しくは第二十六条第二項の規定により記録をした記録媒体又は法第二十五条第三項の規定により作成した記録媒体の複製を行う。

十三 通信記録物等 傍受の原記録以外の傍受をした通信（法第二十二条第一項又は第二十三条第四項の規定により再生をした通信及びこれらの規定による復号により復元された通信を含む。以下この号において同じ。）の記録をした記録媒体及びその複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面並びに傍受をした通信の内容の全部又は部を要約して記載し又は記録した物又は書面をいう。

第二章 通信傍受の実施の手續等

(令状請求の手続)

第三条 傍受令状の請求は、傍受の理由及び必要その他傍受令状請求書に記載すべき事項について十分に検討してその検討結果を順を経て警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

前項の請求をするときは、傍受の理由及び必要があることを疎明する参考人供述調書、検査報告書その他の資料並びに傍受の実施の方法及び場所その他傍受令状請求書の記載事項を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

法第四条第三項の請求は、当該請求の相当性があることを疎明する参考人供述調書、検査報告書その他の資料並びに傍受の実施の方法及び場所その他傍受令状請求書の記載事項について十分に検討してその検討結果を順を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

前条第七項の規定は、第一項の請求をする場合について準用する。

(捜査主任官等)

第五条 傍受を行う事件の捜査については、警察本部長が捜査主任官を指名しなければならない。

本部長は、警察本部長の指揮を受け、傍受の実施、再生の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務を統括するものとする。

警察本部長は、傍受の実施ごとに、警部以上

の警察官の中から傍受実施主任官を指名するものとする。

本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

前項の請求をするときは、当該請求が相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項（法第二十条第一項の許可の請求をする場合には、第一号に掲げる事項）を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

一 通信管理者等に関する事項

二 傍受の実施に用いるものとして指定する特

5 定電子計算機を特定するに足りる事項

6 傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

経て警察本部長に報告し、事前にその承認を行わなければならない。

前項の申立てをするときは、当該申立てが相当地あることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

二 指定期間以外の期間における傍受の実施の場所

第一項若しくは第三項の請求又は第五項の申立てをするに当たつては、当該請求又は申立てをしようとする指定警察官（法第四条第一項の規定に基づき国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官をいう。以下同じ。）その他の当該事件の捜査全般の状況を把握している警察官が裁判官の下に出頭し、裁判官の求めに応じ、陳述し、又は書類その他を提示しなければならない。

（傍受ができる期間の延長請求の手続）

第四条 傍受ができる期間の延長の請求は、延長を必要とする事由及び延長を求める期間について十分に検討してその検討結果を順を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

前項の請求をするときは、その必要があること疎明する捜査報告書その他の資料を添えて行わなければならない。

前条第七項の規定は、第一項の請求をする場合について準用する。

(捜査主任官等)

第五条 傍受を行う事件の捜査については、警察本部長が捜査主任官を指名しなければならない。

本部長は、警察本部長の指揮を受け、傍受の実施、再生の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務を統括するものとする。

警察本部長は、傍受の実施ごとに、警部以上

の警察官の中から傍受実施主任官を指名するものとする。

本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

前項の請求をするときは、当該請求が相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項（法第二十条第一項の許可の請求をする場合には、第一号に掲げる事項）を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

一 通信管理者等に関する事項

二 傍受の実施に用いるものとして指定する特

5 定電子計算機を特定するに足りる事項

6 傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

前項の請求をするときは、当該請求が相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項（法第二十条第一項の許可の請求をする場合には、第一号に掲げる事項）を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

一 通信管理者等に関する事項

二 傍受の実施に用いるものとして指定する特

5 定電子計算機を特定するに足りる事項

6 傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

(傍受指導官)

第六条 警察本部長は、捜査の適正を確保するための指導に関する事務を所掌する警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。）の課（課に准ずるものと含む。）に所属する警部以上の警察官の中から傍受指導官を指名するものとする。

二 傍受指導官は、傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員に対する指導教養を行うものとする。

三 傍受指導官は、法第二十三条第一項の規定による傍受の実施及び同条第四項の規定による再生の実施に当たつては、警察通信職員と相互に緊密に連絡し、及び協力して、当該傍受の実施の場所における特定電子計算機の使用方法に関する助言その他の適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

(特定電子計算機の保管等)

第七条 特定電子計算機は、警察庁、管区警察局、東京都警察情報通信部又は北海道警察情報通信部において保管するものとする。

警視通信職員は、法第二十三条第一項の規定による傍受の実施に当たつては、当該傍受の実施の場所において、当該傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機の設置その他の特定電子計算機の適正な供用の開始のために必要な措置を講じなければならない。

（最小化等に関する指示）

第八条 傍受の実施（法第二十条第一項又は第二十三条第一項第二号の規定によるもの）を除く。以下この項及び次項において同じ。）に当たつては、警察本部長は、あらかじめ、次に掲げる事項について、捜査主任官に対し、文書により指示しなければならない。

一 第十三条第五項、第六項及び第八項の規定により警察本部長が指定する時間

二 報道の取材のための通信が行われていることの認めた場合に留意すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、傍受の実施の適正を確保するための事項

四 傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付隨する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

五 警察本部長は、通信記録物等の管理に関する事務を補助させるため、警部補以

上の警察官の中から通信記録物等管理者を指名するものとする。

前二項の規定は、再生の実施について準用す

る。この場合において、第一項第一号中「第十

三条第五項、第六項及び第八項」とあるのは

〔第十四条第五項、第六項及び第八項（同条第九項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）と、「時間」とあるのは「時間又は部分」と、同項第二号中「報道」とあるのは「再生に係る通信が報道」と、「が行われている」とあるのは「に該当する」と読み替えるものとする。〕

（傍受令状の記載事項の厳守）

第九条 傍受の実施又は再生の実施に当たつては、等を令状に記載して、つて傍受（ごじゆく）通

は、傍受令状に記載されている傍受すべき通信手段、傍受の実施の対象とすべき通信用途、傍受の実施の方針及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件その他の傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならない。

**(傍受)** 第十一条 傍受の実施又は再生の実施に当たつては、逐次、法第二十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施又は再生の実施の状況を警察本部長が定める様式の書面に記載するものとする。  
**(通信事業者等に対する配慮)**

三条第四項の規定によるもの(除く。)に当たつては、通信事業者等の規模、電気通信設備の概要その他の通信事業者等の事情を理解し、通信事業者等に必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように特に注意しなければならない。

電気通信設備に接続する傍受又は再生のための機器については、電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないものを使用するものとする。

**(立会い)**  
**第十二条** 傍受の実施（法第二十条第一項又は第三十二条第一項の規定によるものを除く。）に当たつては、あらかじめ、立会人に対し、次に掲げる事項について説明しなければならない。  
一 法第十三条、法第二十五条その他の立会人による主要な法令の規定  
二 傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に関する条件

三 傍受のための機器の概要及びその使用方法  
四 第八条第一項第一号に掲げる事項  
五 法第二十五条第一項の封印の具体的方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、立会人が適切な立会いをするため参考となるべき事項

し、又は第七項の規定によりスポット傍受を終了したときを除き、スポット傍受の開始時からあらかじめ警察本部長が指定した時間内にスポット傍受を中断しなければならない。

前項の規定によりスポット傍受を中断した時点からあらかじめ警察本部長が指定した時間が経過して後において、当該スポット傍受を中断

経過した後において、また講じた事項の確認のため、この通話の時点において現に行われていた通話と同一の通話が行われており、傍受すべき通信に該当する。従つて、判所へうこうの必要性を認めた。

するかどうかを半断するため必要があると認めることは、スポット傍受を開始するものとする。

8 い。直ちに、スポット傍受を終了しなければならないものが行われていると認めるに至ったときは、前項の規定によりスポット傍受を終了した時又は第十五条第二項の規定により傍受を終了した時に現に行われていた通話が傍受の終了時からあらかじめ警察本部長が指定した時間を超えて継続しており、当該傍受の終了時における通信と内容の異なる通信が行われていないかどうか

かを確認するため必要があると認めるときは、  
スポット傍受を開始するものとする。  
(スポット再生)

の適正を確保するための機能を有する機器を用いて行うものとする。

2　スポーツ再生に当たっては、犯罪の組織的背景、既に再生をされた通信の内容その他のスポーツ再生をしている通信の該当性判断に資する事項を考慮しなければならない。

3　再生の実施をするときは、通信ごとに、スポーツ再生と割合する。する。

4 次の再生を開始するものとする。  
　　スポーツ再生をしている場合において、当該  
　　スポーツ再生に係る通信が次の各号に掲げる通  
　　信のいずれかに該当すると認めるに至ったとき

は、スポーツ再生を終了し、それそれ当該各号に定める再生を開始するものとする。

二 第二十一条 外國語等通信  
三 他犯罪通信 他犯罪再生  
四 外國語等再生

る再生であつて、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信に係るものについては、前各項の規定の例による。

(令状記載傍受等)

**第十五条** 第十三条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、当該各号に掲げる通信以外の通信であつて同項各号のいずれかに掲げるものが行われていると認めるに至ったときは、当該傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

**第十六条** 第十三条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、同項各号のいずれかに掲げるものが行われていると認めるに至ったときは、当該傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

**第十七条** 第十三条第四項各号のいずれかに定める傍受をしている場合において、同項各号のいずれかに定める傍受を終了しない通信であつて傍受すべき通信に該当するかどうかが明らかでないものが行われていると認めるに至ったときは、直ちに、当該傍受を終了してスポット傍受を開始するものとす。

も該当しない通信であつて傍受すべき通信に該当するかどうかが明らかでないものが行われていると認めるに至ったときは、直ちに、当該傍受を終了してスポット傍受を開始するものとす。

は、直ちに、傍受を終了しなければならない。

前二項の規定は、前条第四項各号(同条第九項の規定によりその例によることとされる場合を含む)のいずれかに定める再生をしている場合について準用する。

この場合において、前二項中「おいて」、「において」、「が行われている」とあるのは、「おいて、当該再生に係るものが行われていると認めるに至ったとき」、「が行われている」とあるのは、「に該当する」と、前項中「スポット傍受」とあるのは、「スポット再生」と、「ものとし」とあるのは、「ものとし、当該再生に係る通信が」と読み替えるものとする。

**第十八条** 法第二十五条第一項又は第二項の規定により記録媒体の封印を求めるとして行うものとする。

**第十九条** 法第二十六条第一項の規定による記録を終了した年月日時分及び印を記録した記録媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

法第二十四条第一項前段の規定により記録を終了した年月日時分及び印を記載して署名押印しなければならない。

それが同項の規定による記録を終了したときには、直ちに、当該記録をした記録媒体の外面上に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第二十四条第一項前段の規定により記録を終了したときには、直ちに、当該記録をした記録媒体の外面上に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及び印を記載して署名押印しなければならない。

**第二十条** 法第二十四条第一項後段若しくは第二十一条第四項後段の規定による記録又は法第二十五条第二項の規定による記録又は法第二十五条第三項の規定による複製の作成が終了したときは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面等の提出)

当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印したとおりとする。

(傍受記録の作成)

成十二年最高裁判所規則第六号。以下「最高裁判所規則」という。第九条に規定する書面の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

(傍受記録用の複製の作成)

法第二十五条第三項の規定による複製の作成は、傍受の実施の場所(指定期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められていないときは、その場所)でその内容を容易に復元することができる方法を用いて行われるものについては、当該場所の状況を考慮して適当であると認めるときは、当該場所において

められているときは、その場所)でその内容を容易に復元することができる方法を用いて行われるものについては、当該場所の状況を考慮して適当であると認めるときは、当該場所において

等通信であつて、傍受の実施(法第二十三条第一項の規定によるものを除く。)の場所(指定

期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められていないときは、その場所)において立会人の立会いを得て行わなければならない。

て立会人の立会いを得て前項の復元若しくは覧、法第二十四条第二項後段若しくは第二十一条第四項後段の規定による傍受すべき通信に該当するか害するかどうかの判断又は傍受記録の作成を行わなければならぬ。

第一項の翻訳、復号又は復元の嘱託をする場合は、当該嘱託を受ける者が通信の秘密を不当に害することなく、かつ、捜査の妨げとならないようにするための措置を講じなければならない。

い。第一項の翻訳、復号又は復元及び聽取又は閲覧については、これらを行った者の氏名、これらが行われた年月日、傍受又は再生をされた通信のうちこれらが行われた部分その他これらが行われた状況を明らかにするために必要な事項を書面に記録しておかなければならぬ。

(相手方の電話番号等の探知等)

**第十七条** 法第十七条第三項又は第二十条第四項(法第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による要請は、当該要請に係る通信を特定するために必要な事項を告知して行うものとする。

**第十八条** 法第二十五条第一項又は第二十八条(法第二十五条第一項又は第二項の規定により記録媒体の封印を求めるとして行うものとする。)

**第十九条** 法第二十六条第一項の規定による記録を終了した年月日時分及びそれが法第二十四条第一項前段の規定により記録を終了した年月日時分及び印を記録した記録媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

十二条第三項又は第四項(同条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の意見書を添えて行わなければならない。

書を添えて行わなければならない。

十二条第三項又は第四項(同条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の意見書を添えて行わなければならない。

(傍受記録作成用媒体への署名等)

記録を作成する前に行った捜査の経過を示すため特に必要なものである場合には、この限りでない。

当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面等の提出)

当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印したとおりとする。

(傍受記録の作成)

成十二年最高裁判所規則第五号により、当該裁判官は、通信記録物等管理者に通信記録物等の全部を要約して記載した捜査書類であつて、傍受記録を作成する前に行つた捜査の経過を示すた

めに特に必要なものである場合には、この限りでない。

当該記録に係る部分の記録の全部を消去させなければならない。

記録を作成する前に行つた捜査の経過を示すた

めに特に必要なものである場合には、この限りでない。

当該記録に係る部分の記録の全部を消去させなければならない。

記録等管理者にその記録の全部を消去させなければならない。ただし、当該通信記録物等が、傍受記録に記録された通信の内容の全部又は一部を要約して記載した捜査書類であつて、傍受記録を作成する前に行つた捜査の経過を示すた

めに特に必要なものである場合には、この限りでない。

当該記録に係る部分の記録の全部を消去させなければならない。

記録を作成する前に行つた捜査の経過を示すた

めに特に必要なものである場合には、この限りでない。

当該記録に係る部分の記録の全部を消去させなければならない。



の以外のものについて記載し、当該特許の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

(注) ①「税金の徴収に係る法律第14条第1項第14条第2項並びに第4項の規定によるもの及びそのものについて認定し、該證券等の実態をしなかつた場合は、全体に該記号を引くこと。」  
②「證券の記号となつた各項において、「③④」は法庫第3条第1項を、「⑩⑪」は法庫第16条第1項を、「⑪⑫」は法庫第16条第2項を、「⑬」は法庫第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

行號	序號	品名	規格	數量	單位	備註
1	1	白米	5kg	300	袋	新米
2	2	白米	5kg	300	袋	新米
3	3	白米	5kg	300	袋	新米
4	4	白米	5kg	300	袋	新米
5	5	白米	5kg	300	袋	新米
6	6	白米	5kg	300	袋	新米
7	7	白米	5kg	300	袋	新米
8	8	白米	5kg	300	袋	新米
9	9	白米	5kg	300	袋	新米
10	10	白米	5kg	300	袋	新米
11	11	白米	5kg	300	袋	新米
12	12	白米	5kg	300	袋	新米
13	13	白米	5kg	300	袋	新米
14	14	白米	5kg	300	袋	新米
15	15	白米	5kg	300	袋	新米
16	16	白米	5kg	300	袋	新米
17	17	白米	5kg	300	袋	新米
18	18	白米	5kg	300	袋	新米
19	19	白米	5kg	300	袋	新米
20	20	白米	5kg	300	袋	新米
21	21	白米	5kg	300	袋	新米
22	22	白米	5kg	300	袋	新米
23	23	白米	5kg	300	袋	新米
24	24	白米	5kg	300	袋	新米
25	25	白米	5kg	300	袋	新米
26	26	白米	5kg	300	袋	新米
27	27	白米	5kg	300	袋	新米
28	28	白米	5kg	300	袋	新米
29	29	白米	5kg	300	袋	新米
30	30	白米	5kg	300	袋	新米
31	31	白米	5kg	300	袋	新米
32	32	白米	5kg	300	袋	新米
33	33	白米	5kg	300	袋	新米
34	34	白米	5kg	300	袋	新米
35	35	白米	5kg	300	袋	新米
36	36	白米	5kg	300	袋	新米
37	37	白米	5kg	300	袋	新米
38	38	白米	5kg	300	袋	新米
39	39	白米	5kg	300	袋	新米
40	40	白米	5kg	300	袋	新米
41	41	白米	5kg	300	袋	新米
42	42	白米	5kg	300	袋	新米
43	43	白米	5kg	300	袋	新米
44	44	白米	5kg	300	袋	新米
45	45	白米	5kg	300	袋	新米
46	46	白米	5kg	300	袋	新米
47	47	白米	5kg	300	袋	新米
48	48	白米	5kg	300	袋	新米
49	49	白米	5kg	300	袋	新米
50	50	白米	5kg	300	袋	新米
51	51	白米	5kg	300	袋	新米
52	52	白米	5kg	300	袋	新米
53	53	白米	5kg	300	袋	新米
54	54	白米	5kg	300	袋	新米
55	55	白米	5kg	300	袋	新米
56	56	白米	5kg	300	袋	新米
57	57	白米	5kg	300	袋	新米
58	58	白米	5kg	300	袋	新米
59	59	白米	5kg	300	袋	新米
60	60	白米	5kg	300	袋	新米
61	61	白米	5kg	300	袋	新米
62	62	白米	5kg	300	袋	新米
63	63	白米	5kg	300	袋	新米
64	64	白米	5kg	300	袋	新米
65	65	白米	5kg	300	袋	新米
66	66	白米	5kg	300	袋	新米
67	67	白米	5kg	300	袋	新米
68	68	白米	5kg	300	袋	新米
69	69	白米	5kg	300	袋	新米
70	70	白米	5kg	300	袋	新米
71	71	白米	5kg	300	袋	新米
72	72	白米	5kg	300	袋	新米
73	73	白米	5kg	300	袋	新米
74	74	白米	5kg	300	袋	新米
75	75	白米	5kg	300	袋	新米
76	76	白米	5kg	300	袋	新米
77	77	白米	5kg	300	袋	新米
78	78	白米	5kg	300	袋	新米
79	79	白米	5kg	300	袋	新米
80	80	白米	5kg	300	袋	新米
81	81	白米	5kg	300	袋	新米
82	82	白米	5kg	300	袋	新米
83	83	白米	5kg	300	袋	新米
84	84	白米	5kg	300	袋	新米
85	85	白米	5kg	300	袋	新米
86	86	白米	5kg	300	袋	新米
87	87	白米	5kg	300	袋	新米
88	88	白米	5kg	300	袋	新米
89	89	白米	5kg	300	袋	新米
90	90	白米	5kg	300	袋	新米
91	91	白米	5kg	300	袋	新米
92	92	白米	5kg	300	袋	新米
93	93	白米	5kg	300	袋	新米
94	94	白米	5kg	300	袋	新米
95	95	白米	5kg	300	袋	新米
96	96	白米	5kg	300	袋	新米
97	97	白米	5kg	300	袋	新米
98	98	白米	5kg	300	袋	新米
99	99	白米	5kg	300	袋	新米
100	100	白米	5kg	300	袋	新米

(注意) ① 法第28条第1項の規定による特受の実施について記載し、当該特受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。  
② □跡のある欄については、該当の□内に印を付すこと。

名前	性別	年齢	登録情報		登録日	登録者
			登録ID	登録名		
田中 真理子	女性	35歳	123456789012345678	田中 真理子	2023-01-01	田中 大輔
山田 太郎	男性	28歳	123456789012345679	山田 太郎	2023-01-02	山田 恵美
鈴木 芳子	女性	42歳	123456789012345670	鈴木 芳子	2023-01-03	鈴木 勝也
佐藤 順平	男性	38歳	123456789012345671	佐藤 順平	2023-01-04	佐藤 美智子
高橋 由美子	女性	32歳	123456789012345672	高橋 由美子	2023-01-05	高橋 勝也
川上 一郎	男性	45歳	123456789012345673	川上 一郎	2023-01-06	川上 美智子
井上 美紀	女性	30歳	123456789012345674	井上 美紀	2023-01-07	井上 大輔
岡田 亮介	男性	33歳	123456789012345675	岡田 亮介	2023-01-08	岡田 美智子
藤原 あやか	女性	25歳	123456789012345676	藤原 あやか	2023-01-09	藤原 勝也
西田 ひかる	女性	22歳	123456789012345677	西田 ひかる	2023-01-10	西田 大輔
北川 みゆき	女性	27歳	123456789012345678	北川 みゆき	2023-01-11	北川 美智子
南川 ひかる	女性	24歳	123456789012345679	南川 ひかる	2023-01-12	南川 大輔
東川 みゆき	女性	26歳	123456789012345670	東川 みゆき	2023-01-13	東川 美智子
西川 ひかる	女性	23歳	123456789012345671	西川 ひかる	2023-01-14	西川 大輔
北川 みゆき	女性	25歳	123456789012345672	北川 みゆき	2023-01-15	北川 美智子
南川 ひかる	女性	22歳	123456789012345673	南川 ひかる	2023-01-16	南川 大輔
東川 みゆき	女性	24歳	123456789012345674	東川 みゆき	2023-01-17	東川 美智子
西川 ひかる	女性	21歳	123456789012345675	西川 ひかる	2023-01-18	西川 大輔
北川 みゆき	女性	26歳	123456789012345676	北川 みゆき	2023-01-19	北川 美智子
南川 ひかる	女性	23歳	123456789012345677	南川 ひかる	2023-01-20	南川 大輔
東川 みゆき	女性	25歳	123456789012345678	東川 みゆき	2023-01-21	東川 美智子
西川 ひかる	女性	22歳	123456789012345679	西川 ひかる	2023-01-22	西川 大輔
北川 みゆき	女性	27歳	123456789012345670	北川 みゆき	2023-01-23	北川 美智子
南川 ひかる	女性	24歳	123456789012345671	南川 ひかる	2023-01-24	南川 大輔
東川 みゆき	女性	26歳	123456789012345672	東川 みゆき	2023-01-25	東川 美智子
西川 ひかる	女性	23歳	123456789012345673	西川 ひかる	2023-01-26	西川 大輔
北川 みゆき	女性	28歳	123456789012345674	北川 みゆき	2023-01-27	北川 美智子
南川 ひかる	女性	25歳	123456789012345675	南川 ひかる	2023-01-28	南川 大輔
東川 みゆき	女性	26歳	123456789012345676	東川 みゆき	2023-01-29	東川 美智子
西川 ひかる	女性	24歳	123456789012345677	西川 ひかる	2023-01-30	西川 大輔
北川 みゆき	女性	29歳	123456789012345678	北川 みゆき	2023-01-31	北川 美智子

(注意) 法第22条第1項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

別記様式第3号（第21条第2項関係）

(注意) 1 法被の第2項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全文に記載を引くこと。

2 再生の根拠となした条項欄において、「[2]回路」は検査受すべき適性に該する適性の場合における法被の第3項を、「[3]回」は検査受すべき適性に該するかるかども明らかな適性の場合における法被の第3項を、「[4]回」は法被の第4項を、「[5]回」は法被の第5項をそれぞれ選択し、該当するものに丸印を付けること。

(注意) 1. 印刷には、令状請求事件番号を記載する。  
2. 不用の文字は、横線で消すこと。

(注意) 法第23条第1項第1号の規定による特受の実施について記載し、當該特受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

し、当該権利の実施をしなかった場合は、全体に剥離を引きこむ。  
2. 権利の抵触となった条項類において、「③」は法第3条第1項を、「④」は法第16条第1項を、「⑤」は次回16条第2項を、「⑥」は法第15条をそれぞれ意味し、詮説するものに丸印を付けること。

月	日	天候		風向		風速		気温		湿度		降水量		日照時間		雲量		天候	
		晴	曇	北	東	西	南	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
8月	1日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	2日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	3日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	4日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	5日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	6日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	7日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	8日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	9日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	10日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	11日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	12日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	13日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	14日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	15日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	16日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	17日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	18日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	19日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	20日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	21日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	22日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	23日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	24日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	25日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	26日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	27日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	28日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	29日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	30日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇
8月	31日	晴	曇	北	東	西	南	32	25	85	65	0	0	14	10	0	0	晴	曇

該辨受の実施をしなかった場合は、全体に前線を引くこと。  
2. □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

(注意) 法規の該用 4 項の規定による登録の実施について記載し、当該登録の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

(在宮) ①法皇御成第4項の項目により在宮の安否について記載し、当院の院長が監修をなさんとした場合は、本院は承認を許すこと。

②再び其の職務となるたる場合において、(在宮)は承認をすべき旨を記す。但し、前項に付する法皇御成第4項の規定により承認を許さない場合は、法皇御成第3項を、(2)(d)は承認をすべき旨を記す。但し、前項に付する法皇御成第4項の規定により承認を許さない者が何らかの理由で該職務の執行における法皇御成第4項の規定により其の執行によるとされ得る場合は、(2)(d)は承認を許さない旨を記すこととされる。

③(1)は法皇御成第5項の項目により記載することとされる旨を記す。但し、(2)は法皇御成第4項の規定により其の執行によるとされ得る場合は、記載するものとされ得る旨を記す。

④(1)は法皇御成第5項の項目により記載することとされる旨を記す。但し、(2)は法皇御成第4項の規定により其の執行によるとされ得る場合は、記載するものとされ得る旨を記す。

⑤(1)は法皇御成第5項の項目により記載することとされる旨を記す。但し、(2)は法皇御成第4項の規定により其の執行によるとされ得る場合は、記載するものとされ得る旨を記す。

(注意) 送印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

別記様式第4号（第21条第4項関係）

別記様式第5号（第23条第4項関係）

別記様式第6号（第25条第1項関係）

別記様式第7号（第25条第2項関係）

別記様式第8号（第26条第3項関係）

別記様式第9号（第28条第3項関係）

別記様式第10号（第29条関係）

新規登録番号9 (郵便番号・電話番号)		(以降は「登録番号」・「登録用紙番号」・「登録用紙」と呼ぶ)	
申 し て 申 し た			
被 犯 の 原 因 記 叙 表 等 沿 宅 電		年 月 日	
地方裁判所			
般 誓 言 形		誓 總	
地方法院			
地方法院			
被犯者(被容人) に対する 誓 約について、 下記のとおり 年 月 日提出した被の原凶犯の被犯者の ことであることを請願する。			
記			
1) 被犯、被容人は以下に示すとおりの部分を知りに入りて居る 事実			
2) 被犯の上の通りの事実に就いては被犯者は既に承認する體質、 被犯又は被容の行為の責任を負うとする想いられる事実			
(注意) 1) 本用紙は、今後裁判所で使用する用紙のこと。 2) 不了明者、被容者などと云ふことは、 3) 本用紙は、被犯者と云ふこと。			

③ 不規則な文字は、横線で消すこと。

番 号	番 号	番 号
被災に係る本部長並其の日付	年 月 日	年 月
被災者の官公職名		
被災に係る種分を示すに足るる事項		
被災の年月日	年 月 日	年 月
許可した懲罰官の氏名		
説 明		

別記様式第11号（第30条関係）

No._____	姓	名
	所属	官職
	氏	名
上記の者は差解検査のための通勤移支に関する法律第4 条第1項の規定による指定を受けた司法警察員であること を証明する。		
年 月 日		国家公安委員会